

令和 3 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 2 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 3 年 8 月 3 日 午前 10 時 00 分～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 参考人意見聴取
- 2 令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 3 他県の審議、全国の結審状況について
- 4 金額提示
- 5 金額審議

1 参考人意見聴取

2 令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果

3 他県の審議、全国の結審状況について

4 金額提示

5 金額審議

令和3年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮崎労働局

令和3年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	参考人意見聴取	1
2	最低賃金に関する基礎調査結果	13
3	雇用失業情勢 令和3年6月分（宮崎労働局職業安定課）	29
4	業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充（宮崎労働局雇用環境・均等室）	49
5	今月の主要指標（宮崎県統計調査課）	53
6	新型コロナウイルス感染症に対する企業意識調査 （株式会社帝国データバンク宮崎支店）	65
7	最低賃金額の大幅引き上げを求める会長声明（宮崎県弁護士会会長）	69
8	他県の審議状況、全国の結審状況	71
9	審議日程案	73

令和3年度

最低賃金に関する基礎調査結果

(地域別最低賃金)

宮 崎 労 働 局

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 未満率・影響率についての説明
- 3 地域別最低賃金にかかる影響率一覧表
- 4 賃金特性値の推移
- 5 就業形態別賃金特性値の比較
- 6 分布特性値等についての説明
- 7 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金適用労働者）

最低賃金に関する基礎調査の概要

1 趣旨
宮崎県の最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療、福祉」及び『サービス業』。

なお、サービス業の内訳は、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業である。

3 調査事業所

2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売業、小売業（各種商品小売業は100人未満）、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びサービス業は30人未満の常用労働者数を雇用する民間事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所。

818 事業所

4 調査労働者

3の事業所に雇用される労働者（全産業）

6,894 人

5 調査対象事項及び調査対象期日

令和3年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。

6 調査実施期間

令和3年5月7日から7月26日まで

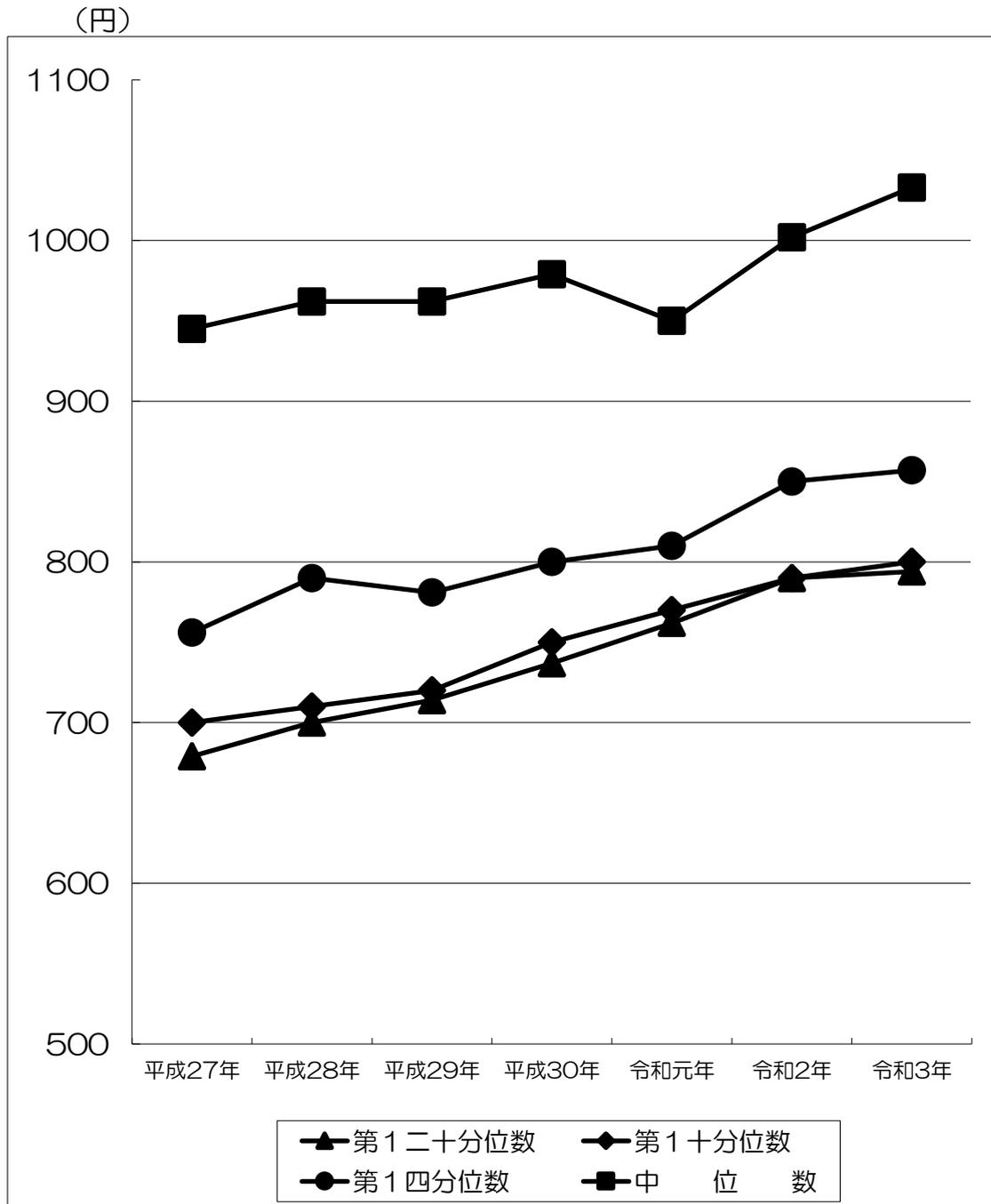
7 調査票の審査及び集計作業は、宮崎労働局にて行った。

賃金特性値の推移（地賃 適用労働者計）

特賃4業種の適用除外のみ含む

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
第1二十分位数	679	700	714	737	762	790	794
第1十分位数	700	710	720	750	770	790	800
第1四分位数	756	790	781	800	810	850	857
中位数	945	962	962	979	950	1002	1033

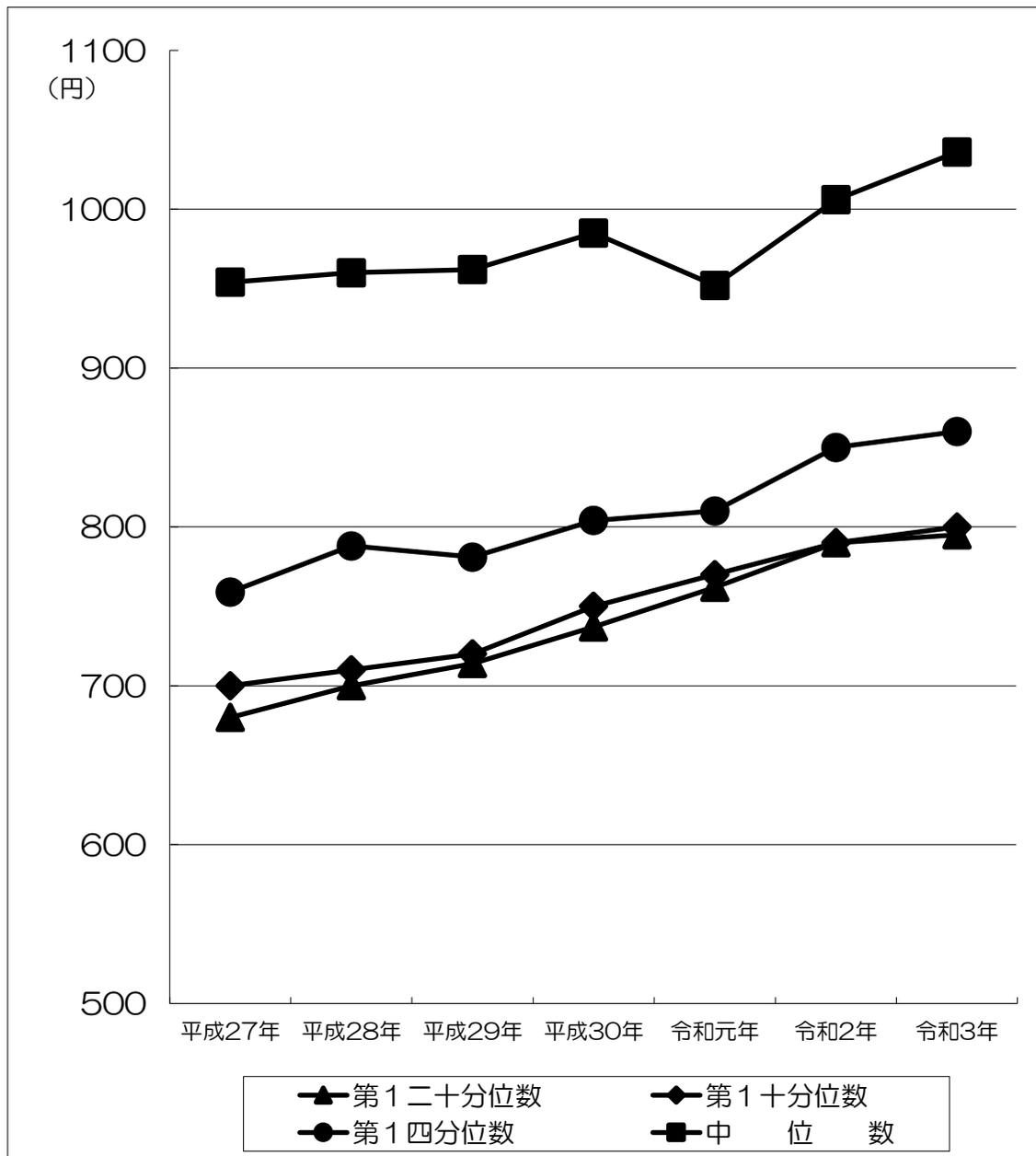
(単位：円)



賃金特性値の推移（参考 調査全産業 計）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
第1二十分位数	680	700	714	737	762	790	795
第1十分位数	700	710	720	750	770	790	800
第1四分位数	759	788	781	804	810	850	860
中位数	954	960	962	985	952	1006	1036

（単位：円）



就業形態別賃金特性値の比較(参考 調査全産業 計)

(単位：円)

全て(一般+パート)

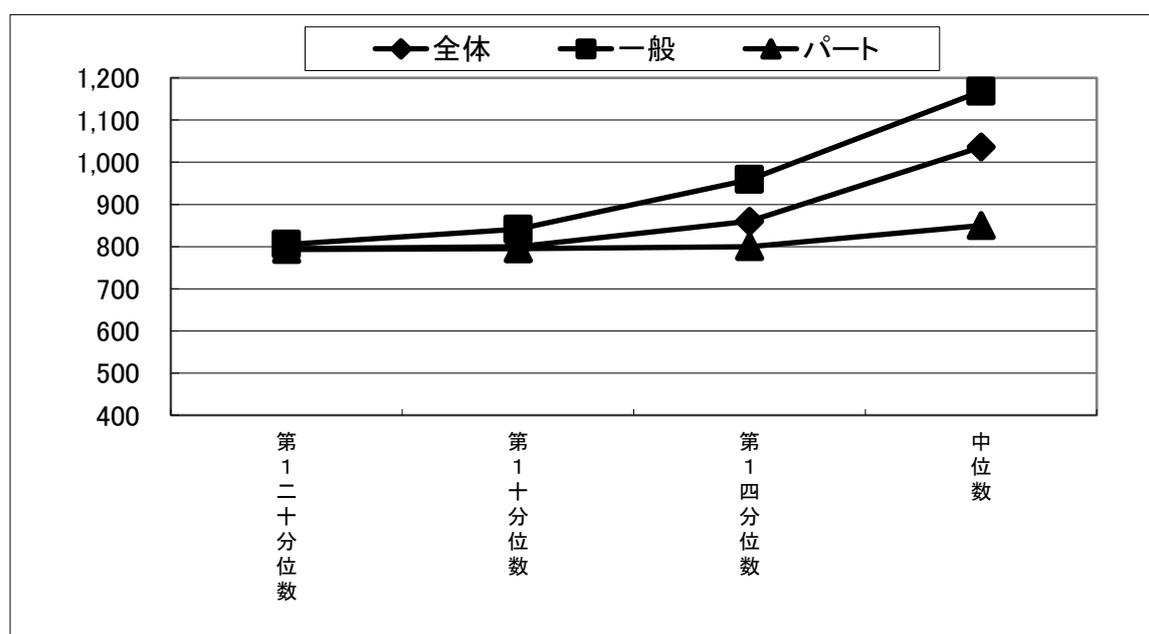
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	795	793	800	793
第1十分位数	800	800	810	793
第1四分位数	860	850	878	838
中位数	1,036	1,000	1,061	1,023

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	805	800	830	793
第1十分位数	841	835	870	793
第1四分位数	959	948	985	856
中位数	1,168	1,178	1,181	1,071

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	793	793	793	793
第1十分位数	795	793	800	800
第1四分位数	800	800	810	800
中位数	850	850	860	843



就業形態別賃金特性値の比較(地賃適用労働者計)

特賃4業種の適用除外を含む

(単位：円)

全て(一般+パート)

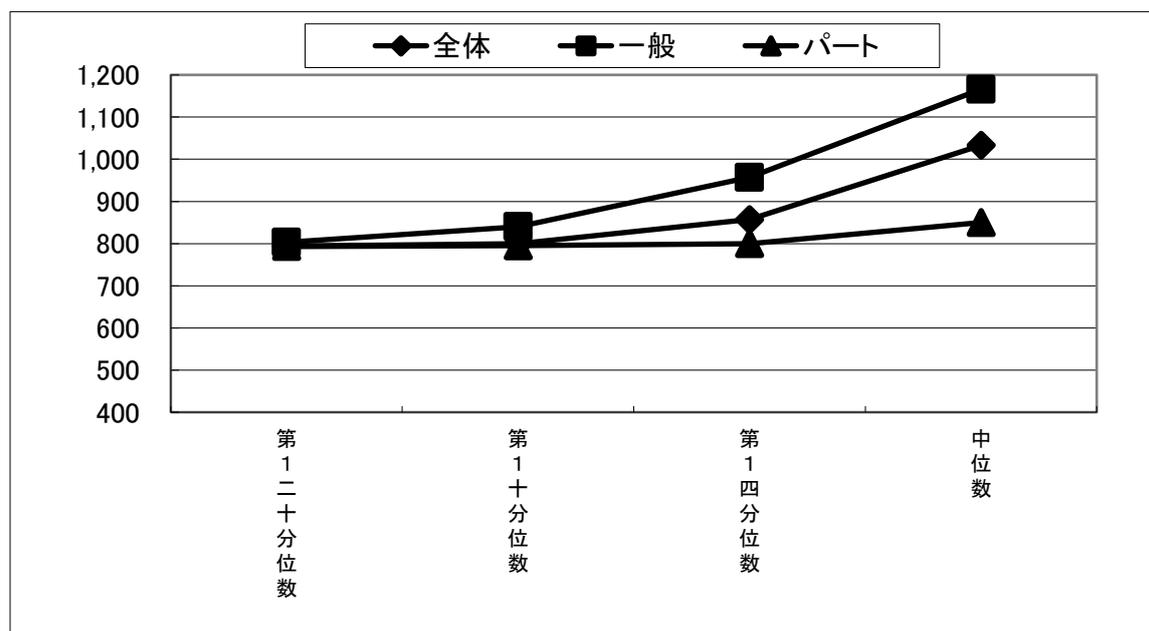
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	794	793	800	793
第1十分位数	800	800	810	793
第1四分位数	857	850	870	831
中位数	1,033	1,000	1,051	1,023

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	803	800	830	793
第1十分位数	840	835	869	793
第1四分位数	957	946	975	838
中位数	1,166	1,178	1,173	1,075

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	793	793	793	793
第1十分位数	795	793	800	800
第1四分位数	800	800	810	800
中位数	850	850	860	843



業種別賃金実態一覧表(地域別最低賃金 適用労働者)

特定最賃 適用除外を含む

	地賃適用産業計 全て	地賃適用産業計 一般	地賃適用産業計 パート	製造業計 全て	卸売業、小売業 全て	飲食店、宿泊業 全て	医療、福祉 全て	サービス業 全て
月平均賃金額(円)	173,415	218,461	79,131	192,674	183,899	105,481	175,203	193,206
時間当平均賃金額(円)	1,184	1,282	979	1,154	1,247	957	1,169	1,316
月一人当たり労働時間数(時間)	142	171	83	165	143	104	146	147
第1二十分位数(円)	794	803	793	793	793	793	800	800
第1十分位数(円)	800	840	795	800	800	800	841	818
第1四分位数(円)	857	957	800	869	850	810	913	900
中位数(円)	1,033	1,166	850	1,067	1,071	874	1,087	1,160
四分位偏差係数	0.2264	0.2039	0.0925	0.1991	0.2641	0.1089	0.1705	0.2666
適用労働者数(人)	159,702	108,070	51,632	26,626	51,860	23,914	32,205	24,967
未満率(%)	1.42%	1.23%	1.83%	1.59%	1.62%	1.20%	0.89%	1.77%

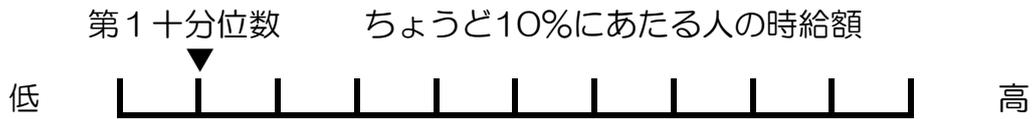
- * 令和3年度 最低賃金に関する基礎調査結果による。
- * 「全て」とは、一般労働者とパート労働者の合計である。
- * 「地賃適用産業」とは、特賃4業種を除き、特賃適用除外を含む。
- * 「サービス業」とは、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業の合計である。
- * 未満率は、小数点以下第3位を四捨五入。

分布特性値

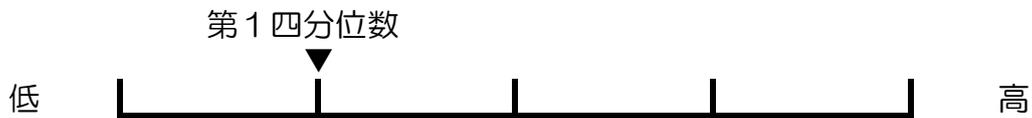
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1十分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



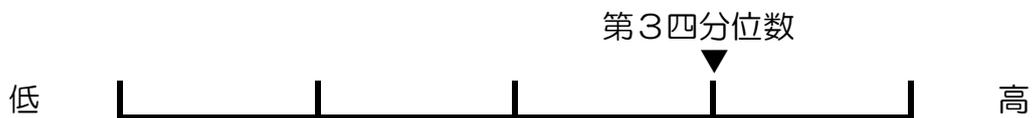
(ロ) 第1四分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



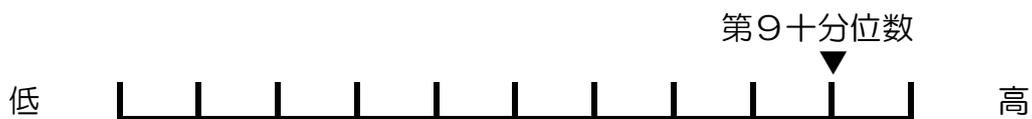
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3四分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9十分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



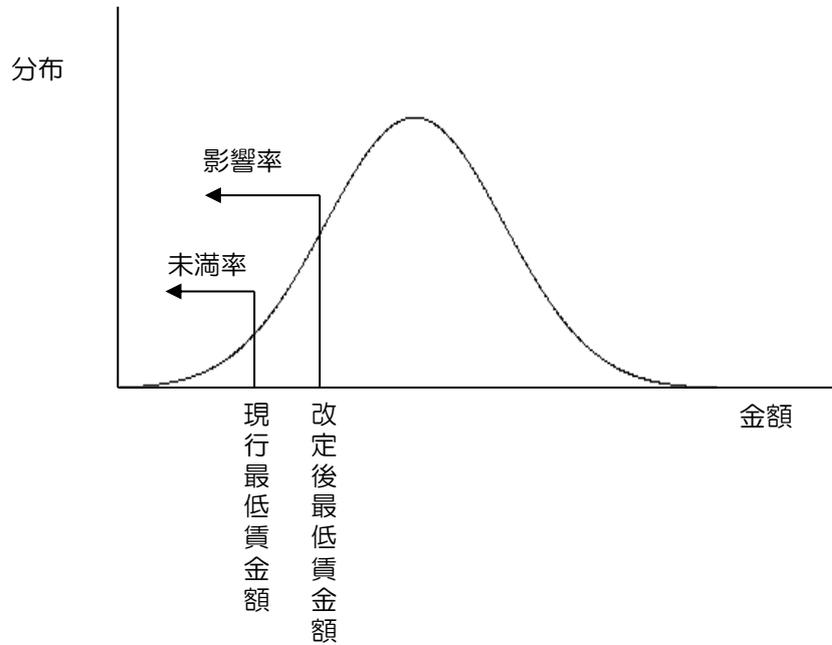
□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$(イ) \text{ 四分位分散係数 (偏差係数)} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$(ロ) \text{ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9十分位数} - \text{第1十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。

